

川情審査答申第21号  
平成25年12月24日

川口市長  
岡村 幸四郎 様

川口市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 馬橋 隆紀

川口市個人情報保護条例第29条の規定に基づく諮問について（答申）

平成25年5月15日付けで諮問のあった下記の件について、別紙のとおり答申します。

#### 記

〇〇〇〇より送付された以下の市長への手紙に関する市の業務処理状況・結果等が明記された資料一式(決裁等含む)

標題 “川口市職員による恫喝問題” について(2010年4月12日送付)

標題 “川口市職員による恫喝問題” について(2010年10月18日送付)

標題 “要求書” について(2011年4月8日付け第73957号書留内容証明郵便で送付、4月11日配達)

標題 “市長への手紙” について(2012年2月19日送付)

標題 “川口市が無視し続けている懸案” について(2012年6月4日送付)

標題 “市長への提案書” について(2012年7月27日送付)

標題 “市長への提案書” について(2012年8月3日送付)

標題 “市長への提案書” について(2012年8月5日送付)

標題 “市長への提案及び要求書” について(2012年10月22日送付)

についての部分開示決定に対する不服申立て（個人情報保護諮問第16号）

川情審査答申第22号  
平成25年12月24日

川口市長  
岡村 幸四郎 様

川口市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 馬橋 隆紀

川口市個人情報保護条例第29条の規定に基づく諮問について（答申）

平成25年5月15日付けで諮問のあった下記の件について、別紙のとおり答申します。

#### 記

〇〇〇〇より送付された以下の市長への手紙に関する市の業務処理状況・結果等が明記された資料一式(決裁等含む)

標題 “川口市職員による恫喝問題” について(2010年4月12日送付)

標題 “川口市職員による恫喝問題” について(2010年10月18日送付)

標題 “要求書” について(2011年4月8日付け第73957号書留内容証明郵便で送付、4月11日配達)

標題 “市長への手紙” について(2012年2月19日送付)

標題 “川口市が無視し続けている懸案” について(2012年6月4日送付)

標題 “市長への提案書” について(2012年7月27日送付)

標題 “市長への提案書” について(2012年8月3日送付)

標題 “市長への提案書” について(2012年8月5日送付)

標題 “市長への提案及び要求書” について(2012年10月22日送付)

についての部分開示決定に対する不服申立て（個人情報保護諮問第17号）

答 申

1 審査会の結論

川口市長が行った各決定は、いずれも妥当である。

2 不服申立て及び審査の経緯

- (1) 本件の不服申立人〇〇〇〇氏（以下「申立人」という。）は、平成25年3月26日、川口市長（以下「実施機関」という。）に対し、川口市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、「〇〇〇〇より送付された以下の市長への手紙に関する市の業務処理状況・結果等が明記された資料一式（決裁等含む）」（以下「本件保有個人情報」という。）の開示を請求（以下「本件開示請求」という。）した。

ア 標題“川口市職員による恫喝問題”について（平成22年4月12日送付）

イ 標題“川口市職員による恫喝問題”について（平成22年10月18日送付）

ウ 標題“要求書”について（平成23年4月8日付け第73957号書留内容証明郵便で送付、4月11日配達）

エ 標題“市長への手紙”について（平成24年2月19日送付）

オ 標題“川口市が無視し続けている懸案”について（平成24年6月4日送付）

カ 標題“市長への提案書”について（平成24年7月27日送付）

キ 標題“市長への提案書”について（平成24年8月3日送付）

ク 標題“市長への提案書”について（平成24年8月5日送付）

ケ 標題“市長への提案及び要求書”について（平成24年10月22日送付）

- (2) 本件開示請求に対し、実施機関は、本件保有個人情報のうち、秘書課管理分については、平成25年4月15日付けで開示決定を行った。また、本件保有個人情報のうち、街路事業課管理分については、同月8日付けで、条例第16条第4号に該当すること（協議内容を明らかにすることによって交渉方針等が明らかになり、将来を含め業務に支障が生じるため）を理由として、「顧問弁護士との打合せ内容」及び「総務課との打合せ内容」を不開示とする部分開示

決定を行った。この「顧問弁護士との打合せ内容」及び「総務課との打合せ内容」に該当する保有個人情報、具体的には、次のアないしオのとおりである。

ア 平成23年2月16日に行われた、〇〇〇〇〇線〇〇宅家屋事後調査に係る打合せ記録のうち、法務係見解の部分

イ 平成23年3月3日に行われた、〇〇〇〇〇線〇〇宅家屋事後調査に係る打合せ記録のうち、法務係見解の部分

ウ 平成23年4月12日に行われた、〇〇〇〇〇線〇〇氏内容証明郵便についての打合せ記録のうち、法務係見解の部分

エ 平成24年7月11日に行われた、都市計画道路〇〇〇〇〇線における〇〇〇〇〇に対する家屋補償についての相談報告書のうち、市及び弁護士の発言部分

オ 平成24年8月20日に行われた、都市計画道路〇〇〇〇〇線における〇〇〇〇〇に対する家屋補償についての打合せ報告書のうち、総務課、菅土木及び街路事業課の発言部分

- (3) 申立人は、平成25年5月1日、本件保有個人情報のうち秘書課管理分についての開示決定及び同街路事業課管理分についての部分開示決定について、それぞれ異議申立てをした。異議申立ての理由は、次のとおりである。

ア 秘書課管理分についての開示決定に対する異議申立ての理由

(ア) 申立人が開示請求した次の手紙の業務処理状況・結果が記載された資料が含まれていないので、再度当該資料の開示を請求する。

a 標題“川口市職員による恫喝問題”について（平成22年4月12日送付）

b 標題“川口市職員による恫喝問題”について（平成22年10月18日送付）

c 標題“川口市が無視し続けている懸案”について（平成24年6月4日送付）

(イ) 上記 a b c の手紙の状況を記載した受付簿の開示を請求する。実施機関が開示した「市長への手紙受付簿（平成24年度）」には回答日の年が記載されてなく不明確であるので、明確に年月日を記載した資料の開示を請求する。また、回答内容と回答の根拠が不明であるため、「回答内容」と

「その内容を回答とした根拠」が含まれた資料の開示を請求する。

(ウ) 申立人が開示請求した全ての市長への手紙に対する「市長の閲覧」、「市長による関係部局への指示」、「関係部局の市民への対応についての市長の確認」の事実が判る資料が一切含まれていないので、これらの事実が判る資料の開示を請求する。

イ 街路事業課管理分についての部分開示決定に対する異議申立ての理由

(ア) 不開示の「顧問弁護士との打合せ内容」及び「総務課との打合せ内容」の開示を請求する。実施機関が「協議内容を明らかにすることによって交渉方針等が明らかになり、将来を含め業務に支障が生じるため」との理由で不開示とすることは川口市の不都合部分を隠蔽することに他ならない。事実、開示部分だけを見ても、明らかに川口市の説明と行動は矛盾していて、川口市の隠蔽が垣間見られる。

(イ) 平成24年7月11日に行われた、都市計画道路〇〇〇〇〇線における〇〇〇〇に対する家屋補償についての相談報告書に記載されている街路事業課長栗原氏の名前の開示を請求する。

(ウ) 平成24年10月6日の〇〇〇〇対応記録において活用した市民との打合わせ内容（市民との打合せにおける質疑応答全文）を録画又は録音したデータ一式、当該データの取得を行うために作成された資料一式（録画又は録音実施に関する決裁その他一式）並びに録音録画したデータを文書化するために必要な業務処理手続・結果等が明記された資料一式（決裁等も含む）の開示を請求する。

(4) 実施機関は、平成25年5月15日、申立人の異議申立てについて、条例第29条に基づき、当審査会に諮問した。当審査会は、秘書課管理分についての開示決定に対する異議申立てに係る諮問を諮問第16号、街路事業課管理分についての部分開示決定に対する異議申立てに係る諮問を諮問第17号とし、平成25年10月1日、これらを併合する決定をした。

(5) 当審査会の審査に際し、実施機関から平成25年5月15日付けで理由説明書が提出された。実施機関の理由説明は、次のとおりである。

ア 諮問第16号に係る理由説明

(ア) 異議申立てで開示を請求されている資料については、「市長への手紙受

付簿（平成24年度）」が該当するが、これは既に開示している。

(イ) 申立人の提出した市長への手紙の状況を記載した受付簿は、既に開示した「市長への手紙受付簿（平成24年度）」のみであり、それ以外の受付簿は、不存在である。回答日の年は、受付簿の標題に平成24年度と記載されており、明確である。「回答内容」は、「市長への手紙受付簿（平成24年度）」の「回答」の欄に記載されている。「その内容を回答とした根拠」が含まれた資料は、不存在である。

(ウ) 市長への手紙の処理のうち、市長が指示した事実等が判る資料については、市長による指示は文書で行われていないため、不存在である。

#### イ 諮問第17号に係る理由説明

(ア) 当該事務は長期にわたっており、今後も継続し、将来も反復して行われる可能性のある事務であることから、協議内容を開示することにより市の処理方針が明らかとなり、今後の事務の適正な遂行に実質的な支障が生じる可能性が高いため、条例第16条第4号に基づき、部分開示決定をしたものである。

(イ) 開示請求のあった保有個人情報に該当するものは、開示決定をしたものが全てであり、それ以外には存在しない。

(ウ) その余については、今回の異議申立てとは関係がないと判断した。

(6) 実施機関の理由説明に対し、申立人は、同月27日付けで意見書を提出し、次のとおり意見を述べた。

#### ア 諮問第16号に係る理由説明に対する意見

(ア) 実施機関は、「市長への手紙受付簿（平成24年度）」が異議申立てで開示を請求されている資料に該当するというが、次のa bの手紙については該当しないので、再度開示を請求する。さらに、「標題“要求書”について（平成23年4月8日書留内容証明郵便で送付）」に該当する資料も一切ない。

a 標題“川口市職員による恫喝問題”について（平成22年4月12日送付）

b 標題“川口市職員による恫喝問題”について（平成22年10月18日送付）

(イ) 「市長への手紙係」は、平成22年には存在していた。なぜ、手紙の受

付窓口の秘書課が受付管理に必要な受付簿を作成していなかったのか、その理由の説明が必要である。さらに、受付簿なしに、どのように手紙を適切に処理し、回答状況を確認していたかを説明する必要がある。

「市長への手紙受付簿（平成24年度）」の回答欄には、「2」としか記載がないので回答内容が不明であり、回答内容の説明が必要である。さらに、実施機関は「その内容を回答とした根拠」は不存在というが、単に説明を逃れる理由としか考えられないので、「その内容を回答とした根拠」の説明は必要である。

- (ウ) 実施機関は、市長への手紙の処理のうち、市長が指示した事実等が判る資料については、市長による指示は文書で行われていないため、不存在というが、ホームページでの「市長への手紙」では、「提案については、市長が直接拝見し、関係部局と検討のうえ、市政運営の参考とさせていただきます。回答につきましては、早急に行いますが内容によっては、時間のかかることがありますので、予めご了承ください。」と明記されている。しかるに、この状態では、ホームページで市民へ説明している内容が実際に行われているかどうかは確認できない。また、街路事業課管理分についての部分開示決定の開示資料でも明らかになった「川口市都市整備部の隠蔽」を市長がどのようにしてそれを認めているかどうかも不明である。市長からの指示を受けた部署の指示請書等、市長が実際に「市長への手紙」を無視したことに介在していることを証明できる文書の開示が必要である。

#### イ 諮問第17号に係る理由説明に対する意見

- (ア) 交渉が中断し、長期にわたって滞っていた原因は、川口市サイドにある。申立人が手紙を出し続けたにもかかわらず、川口市は、一方的に申立人の手紙を3年間にわたり無視し続けている。回答がない限り提案や質問が反復されるのは当然であり、それらは到底不開示の理由となるはずがない。川口市の不開示の理由は、「川口市都市整備部の隠蔽」を市長が認めていること等を隠蔽する目的であると推定でき、不当である。
- (イ) 平成24年7月11日の相談報告書は、実施機関の部分開示決定に含まれた資料である。したがって、異議申立てと関係があり、引き続き開示を

求める。

(ウ) 平成24年10月6日の〇〇〇〇対応記録は、実施機関の部分開示決定に含まれた資料である。したがって、異議申立てと関係があり、引き続き開示を求める。川口市は申立人自宅での会議内容を無断で録音したものであり、市民に無断で録ったデータ等は開示すべきである。

(7) 当審査会は、平成25年6月14日に実施機関の職員ら（秘書課長、街路事業課長ら）から意見を聴いた。また、同年7月11日に申立人から口頭意見陳述を受けた。

### 3 審査会の判断

当審査会は、審査の結果、以下のとおり判断する。

#### (1) 本件開示請求について

ア 本件は、申立人の平成25年3月26日付け保有個人情報開示請求（本件開示請求）に対し、実施機関である川口市長が、本件保有個人情報のうち、秘書課管理分について平成25年4月15日付けで開示決定を行うとともに、街路事業課管理分について同月8日付けで部分開示決定を行ったことに対し、申立人が上記各決定に対する異議申立てをした事案である。

実施機関の決定が保有個人情報を管理する課ごとに分けて行われているため、実施機関の決定に対する異議申立て及び実施機関の諮問も各別になされているが、これらは、もとは一つの保有個人情報開示請求に対するものであるから、これらを併せて判断することが可能である。以下では、本件開示請求に対する実施機関の決定及び申立人の異議申立てについて、併せて判断することとする。

イ 本件は、本件開示請求に対し、実施機関が保有する申立人の個人情報のうち、「顧問弁護士との打合せ内容」及び「総務課との打合せ内容」（その具体的内容は、前記2(2)アないしオのとおり）を不開示とし、その余を開示する部分開示決定を行い、これを不服とした申立人が前記2(3)記載の事由を理由として異議申立てをした事案であるといえることができる。

よって、以下、実施機関の部分開示決定について判断する。

(2) 実施機関が不開示とした部分、すなわち、「顧問弁護士との打合せ内容」及び「総務課との打合せ内容」（その具体的内容は、前記2(2)アないしオのお



り)には、申立人に対する家屋補償問題に関し、総務課及び街路事業課の職員が市の顧問弁護士に対し、補償の必要性の有無、内容証明郵便の内容の適否、供託の要件、今後の対応等について質問した内容及びこれらに対する弁護士の回答(「顧問弁護士との打合せ内容」)並びに街路事業課職員が総務課法務係に対し、法的解決の可否、申立人の書面に対する対応等について質問した内容及びこれらに対する総務課法務係の回答と補償金の供託、今後の対応についての総務課、菅土木及び街路事業課の打合せの内容(「総務課との打合せ内容」)が記載されている。

これらは、いずれも、申立人に対する家屋補償問題に関し、申立人との交渉に当たっている川口市の職員が申立人に対してとるべき対応等に関する情報であり、かつ、申立人との交渉は、現在も継続していることから、その性質上、これらが交渉相手である申立人に開示された場合は、川口市の交渉に関する事務の適正な遂行に支障を来すおそれがあるといえることができる。

したがって、上記保有個人情報、本件条例第16条第4号に該当すると認められるので、これらを不開示とした実施機関の決定は、妥当である。

- (3) 申立人は、同人が開示請求した前記2(3)ア(ア)abcの手紙の業務処理状況・結果が記載された資料が含まれていないので、再度当該資料の開示を請求することに対し、実施機関は、上記に該当する資料は、「市長への手紙受付簿(平成24年度)」であり、これは既に申立人に開示済みであると説明する。

当審査会が実施機関から聴取し、また、調査した結果によれば、申立人が川口市長に提出した「市長への手紙」の処理状況、結果等は、「市長への手紙受付簿(平成24年度)」以外には存在しないことが認められる。

したがって、実施機関には、申立人が開示請求した前記2(3)ア(ア)abcの手紙の業務処理状況・結果が記載された資料を開示しなかった違法はない。

なお、申立人は、「市長への手紙受付簿(平成24年度)」に関し、同受付簿には回答日の年が記載されてなく不明確であるとして、明確に年月日を記載した資料の開示を請求するとともに、回答内容と回答の根拠が不明であるとして、「回答内容」と「その内容を回答とした根拠」が含まれた資料の開示を請求するが、当審査会が実施機関から聴取し、また、調査した結果によれば、上記受付簿以外に申立人が請求する資料は存在しないことが認められる。(なお、回

答日の年については、「(平成24年度)」の記載から明らかであるといえる。)

- (4) 申立人は、同人が開示請求した全ての市長への手紙に対する「市長の閲覧」、「市長による関係部局への指示」、「関係部局の市民への対応についての市長の確認」の事実が判る資料が一切含まれていないとして、これらの事実が判る資料の開示を請求するが、当審査会が実施機関から聴取し、また、調査した結果によれば、申立人が川口市長に提出した「市長への手紙」の処理について同市長が文書で指示をした事実はないこと、したがって、申立人が開示請求した全ての市長への手紙に対する「市長の閲覧」、「市長による関係部局への指示」、「関係部局の市民への対応についての市長の確認」の事実が判る資料は存在しないことが認められる。
- (5) 申立人は、平成24年7月11日に行われた、都市計画道路〇〇〇〇〇線における〇〇〇〇に対する家屋補償についての相談報告書に記載されている街路事業課長栗原氏の名前の開示を請求するが、上記相談報告書には「街路事業課 栗原課長」と記載されているだけであり、同課長の名前は記載されていないことが認められるから、申立人は、その開示を求めることはできない。
- (6) 申立人は、平成24年10月6日の〇〇〇〇対応記録において活用した市民との打合せ内容(市民との打合せにおける質疑応答全文)を録画又は録音したデータ一式、当該データの取得を行うために作成された資料一式(録画又は録音実施に関する決裁その他一式)並びに録音録画したデータを文書化するために必要な業務処理手続・結果等が明記された資料一式(決裁等も含む)の開示を請求するが、当審査会が実施機関から聴取し、また、調査した結果によれば、その当否はともかく、川口市役所職員が平成24年10月6日に行われた申立人と街路事業課職員ら及び菅土木代表取締役との話合いの内容を録音したこと、川口市役所職員は録音反訳後録音データを消去したため、現在、録音データは存在しないことが認められる。

したがって、申立人の上記請求は認めることができない。

(7) 結論

以上によれば、本件開示請求に対し実施機関が行った各決定は、いずれも妥当であると認められる。

平成25年12月17日

川口市情報公開・個人情報保護審査会

委員（会長） 馬 橋 隆 紀

委員 飯 塚 肇

委員 田 村 泰 俊